

# 清和寮清掃業務委託特記仕様書

## 1. 総則

1. 名称：鷹巣技術専門校清和寮清掃業務委託
2. 委託場所：秋田県立鷹巣技術専門校清和寮  
秋田県北秋田市綴子字街道下171-1
3. 委託期間：令和8年4月1日から同9年3月31日まで。
4. 目的：この業務は、建築物の保全及び美観の維持を図り、常に衛生的で安全な環境を保持することを目的とする。
5. 業務内容：鷹巣技術専門校清和寮の日常清掃業務。原則として、寮全体（脱衣室及び浴室を含む。）の清掃を週1回、脱衣室及び浴室のみの清掃を週1回の合計週2回とするが、祝日が含まれる週や閉寮期間等については、委託者と受託者で協議の上、実施日を決定する。
6. 作業時間及び作業日
  - (1) 作業は、午前8時30分から午後4時までの間に行い、寮生の生活に支障のないよう計画的に実施すること。
  - (2) 特別な事情により午後4時までに完了することができなかった作業については、翌日速やかに実施すること。
  - (3) 具体的な作業日は、学校行事等を考慮して事前に委託者と受託者が打ち合わせを行い、決定するものとする。
7. 清掃従事者
  - (1) 受託者は、建物内に清掃作業従事者を適正に配置して、寮生の生活に支障のないよう能率的に業務を実施するものとする。
  - (2) 受託者は、作業員のうち1名を責任者と定め、作業中における事故及び建物備品等の損傷防止等に注意させるものとする。
8. 経費等の負担区分
  - (1) この業務に関して、委託者がその費用等を負担し又は提供するものは次のとおりとする。
    - ① 清掃用具保管場所。
    - ② 委託業務の実施に伴う光熱水費。
    - ③ トイレトーパー、ゴミ袋、水石鹼、ゴミ回収に必要なロープ等の消耗品。
  - (2) この業務に関して、受託者がその費用等を負担するものは、次のとおりとする。
    - ① 清掃資機材。ただし、清掃資器材についてはメーカー製品又は日本工業規格品を用いるものとする。
    - ② 洗剤等。
    - ② 従業員の制服及び名札。

(3) (1) 及び (2) 以外については、委託者・受託者で協議の上、決定するものとする。

## 2. 業務概要

### 1. 一般事項

(1) この業務は別紙「清掃作業要領」に基づき実施するものとし、作業区域及び作業回数は別紙「清掃区域表」のとおりとする。また、本仕様書に記載されていない事項は「建築保全業務共通仕様書 令和5年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」による。